

○岡山県警察女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について(通達)
(平成 12 年 7 月 14 日岡生企第 299 号／岡務第 286 号／岡刑企第 277 号／岡交企第 225 号／岡公第 109 号警察本部長例規)

改正	平成 13 年 3 月岡務第 46 号	平成 14 年 3 月第 5025 号
	平成 20 年 7 月第 488 号	平成 21 年 3 月第 195 号
	平成 24 年 3 月岡務第 287 号	平成 24 年 4 月第 449 号
	平成 25 年 6 月岡務第 490 号	平成 26 年 7 月 3 日岡少第 279 号、岡生企第 642 号
	平成 27 年 3 月 5 日岡務第 201 号	平成 28 年 8 月 24 日岡子女第 345 号、岡県応第 229 号
	平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
	令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号	令和 6 年 3 月 8 日岡務第 209 号
	令和 7 年 3 月 14 日岡務第 243 号	

各部長・所属長

最近、女性・子どもが被害者となる殺人、強姦、強制わいせつ等の犯罪が増加傾向にあるとともに、女性に対するつきまとい事案、夫から妻に対する暴力事案、子どもに対する声かけ事案等に関する相談件数も増加しており、中には、それが凶悪事件に発展する例も見られ、女性・子どもが被害者となる犯罪等が社会的に大きな問題となっている。

こうした情勢を踏まえ、女性・子どもが被害者となる犯罪等については、刑罰法令に抵触する事案に対して適切な検挙措置を執ることはもとより、刑罰法令に抵触しない事案についても、県民の生命、身体及び財産の保護の観点から積極的な対策を執るため、このたび、別添のとおり岡山県警察女性・子どもを守る施策実施要綱を制定し、平成 12 年 7 月 14 日から施行することとしたので、各部門にあつては緊密な連携を保ち、的確な諸施策の推進に努められたい。

別添

岡山県警察女性・子どもを守る施策実施要綱

第 1 目的

この要綱は、女性・子どもに係る防犯対策を一層充実強化するため、地域安全ボランティア、自治体等と連携した施策を推進するとともに、女性・子どもが被害者となる犯罪等に対して警察の取り組むべき基本的事項を定め、もって岡山県警察における総合的な女性・子どもを守る施策の推進を図ることを目的とする。

第 2 地域安全ボランティア、自治体等と連携した女性・子どもを守る施策の推進

性犯罪、誘拐、ひったくり等女性・子どもが被害者となる犯罪及び子どもに対する声掛け事案、不審者の出没等女性・子どもに不安を抱かせる事案(以下「女性・子どもが被害者となる事案」という。)の未然防止を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

1 防犯指導の実施等

(1) 地域安全情報の提供

地域住民に対し、当該地域において女性・子どもが被害者となる事案等の情報(以下「地域安全情報」という。)を広報紙等各種広報媒体を用いて積極的に提供すること。

(2) 防犯指導の実施、防犯機器の貸与等

ア 地域、職域、学校等において、女性・子どもを対象とした防犯教室等を開催し、路上犯罪等への対応方法、子ども 110 番連絡所の利用方法及び防犯機器の活用方法の教示等の防犯指導を強化すること。

イ 教育機関、PTA、自治体等に対し、防犯機器の販売、貸出し、配付等の活動の推進を働きかけること。

2 自主防犯活動に対する支援

(1) 地域安全ボランティアに対する支援

地域安全ボランティアとの合同による防犯パトロール、危険箇所の点検・改善活動等を積極的に実施するなど、地域安全ボランティアに対して支援を行うこと。

また、地域安全ボランティア等の自発的な活動に対して適宜適切な指導及び助言を行い、自主活動意欲の高揚を図ること。

(2) 子ども 110 番連絡所等に対する支援

子ども 110 番連絡所等に対して、効果的な活動を促すための研修会の実施、地域安全情報の提供等の支援を行うこと。

(3) 子どもを発見するためのネットワークの活用

子どもの行方不明事案等の発生時においては、既存のファクシミリを活用したネットワーク、少年非行総合対策情報ネットワークシステム(通称「桃太郎っ子サポートライン」)等を効果的に活用して捜索・発見活動を行うほか、随時、関係機関・団体の見直しを行い、ネットワークの効果的な拡充を図ること。

3 安全・安心まちづくりの推進

女性・子どもが性犯罪、ひったくり等の被害に遭わないために、自治体、関係機関・団体等と連携して、安全・安心まちづくりを推進すること。

第3 被害に遭った女性・子どもに対する支援

犯罪等の被害に遭った女性・子どもに対する支援は、警察本部長が別に定める計画(以下「基本計画」という。)等により行うものとする。また、特に女性に対するつきまとい事案、夫から妻に対する暴力事案を含めた男女間暴力事案(以下「DV 事案」という。)及び児童虐待事案に対する支援は、次により推進するものとする。

1 女性に対するつきまとい事案及び DV 事案に対する取組

女性に対するつきまとい事案及びDV事案に対しては、検挙その他適切な措置を執るとともに、犯罪の防止及び被害に遭った女性の支援の観点から基本計画に即した保護活動を積極的に実施すること。

2 児童虐待事案に対する取組

各種警察活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、関係部門及び児童相談所等の関係機関・団体と連携を図り、被害児童の適切な保護に努めること。

3 おかやま被害者支援ネットワークの活用

おかやま被害者支援ネットワークを活用し、継続的な支援の推進に努めること。

第4 その他

この要綱の留意事項等については、別紙のとおりとする。

別紙

実施項目	実施事項		留意事項	所管課
1 地域安全ボランティア、自治体等と連携した女性・子どもを守る施策の推進	1 防犯指導の実施等	1 地域安全情報の提供	1 提供すべき情報 地域安全情報の中でも、特に次の事項について情報を提供すること。 - 女性・子どもが被害者となる事案の個別事例(発生場所、時間帯、手口等を中心とする。) - 女性・子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況 - 女性・子どもが被害者となる事案の発生が予想される危険箇所 - 女性・子どもが被害者となる事案の類型別防犯ノウハウ - 防犯ブザー、ひったくり被害防止用ネット等の防犯機器の紹介、活用方法の説明等、その普及に関する情報 2 提供上の留意事項 (1) 個別事例 個別事例の情報は、被害者のプライバシーを侵害することのないよう十分に配慮することが必要であるが、他方、情報が抽象的に過ぎると、地域住民が現実感をもって情報を受け取らず、防犯意識の醸成に結びつかないおそれがあるので、氏名は非公開とし、手口は具体的に示すなどの配慮を行うこと。 なお、性犯罪被害については、特に被害者のプライバシーの保護が求められるものであるため、提供する情報の内容について特に慎	県広課 生企課 人対課 地域課 刑企課 捜一課

			重に検討すること。 (2) 個別事例以外の情報 女性・子どもが被害者となる事案の発生が予想される危険箇所、類型別防犯ノウハウ、防犯機器の普及に関する情報等個別事例以外の情報は、プライバシーの侵害等の問題を生じない限り具体的な内容とすること。 3 提供手段 交番・駐在所広報紙、生活安全ニュース、警察本部のホームページ等を利用するほか、警察関係機関、教育機関、自治体等に情報を提供しこれら他機関の発行する広報紙等への掲載を図るなど、各種広報媒体を用いて地域安全情報が地域住民へ浸透するよう努めること。	
	2 防犯指導の実施、防犯機器の貸与等	1 防犯指導の実施	痴漢被害防止教室、誘拐被害防止教室、護身術講習会等を随時開催し、防犯指導を行うこと。 ・ 教育機関等との連携により、児童・生徒に対し「子ども 110 番連絡所」等の存在とその所在地の浸透を図り、万一の場合の利用・活用を推奨すること。 2 防犯機器のあっせん・貸出し ・ 防犯ブザーのあっせんを行うとともに、販売時に活用方法を説明すること。 ・ 警察署生活安全課（生活安全第一課及び生活安全刑事課を含む。）及び交番・駐在所へ貸出し用防犯ブザーを設置するよう努めること。 ・ 教育機関等への働き掛けにより、学校等への貸出し用防犯ブザー・ホイッスルの備付けを促進すること。 3 公益社団法人岡山県防犯協会及び地区防犯連合会との連携 公益社団法人岡山県防犯協会及び地区防犯連合会との連携を密にして、防犯ブザー・ホイッスルの普及促進に努めること。	会計課 生企課 人対課 地域課 捜一課
	2 自主防犯活動に対する支援	1 地域安全ボランティアに対する支援	1 自主的なパトロール活動への警察官の同行・情報提供 地域安全ボランティア主導のパトロール活動に可能な限り警察官が同行するとともに、情報提供を行うこと。 2 地域安全ボランティアの広報 地域安全ボランティアの自主活動の広報に際しては、当該団体を主体とした広報に努め	生企課 人対課 地域

			ること。	課
		2 子ども 110番連絡所等に対する支援	1 子ども110番連絡所等の制度の維持、活性化及び支援 子ども110番連絡所等の制度を維持するため、受入者に対する定期訪問を行い、継続的活動を依頼すること。また、聴取・通報要領のマニュアルの作成配布、研修会の開催等により活動への支援を行うこと。	生企課 人対課 地域課
		3 子どもを発見するためのネットワークの活用	1 目的 子どもの行方不明事案等の発生時に、警察と関係機関等との連携により発見及び保護の効率化を図る。 2 留意事項 子どもの行方不明事案については、誘拐事件に巻き込まれている可能性を念頭におく必要があり、ファクシミリ利用のネットワークを活用するに当たっては、事前に刑事部門と連絡を密にし、誘拐事件捜査の観点からの活動に支障が及ぶことがないようにすること。	生企課 人対課 少年課 地域課 刑企課 捜一課
	3 安全・安心まちづくりの推進		1 安全・安心まちづくりの推進については、別に定める。	生企課 人対課 地域課 交規課
2 被害に遭った女性・子どもに対する支援	1 女性に対するつきまとい事案及びDV事案に対する取組		1 女性の立場に立った対応 (1) 女性に対するつきまとい事案及びDV事案のうち、刑罰法令に抵触する事案については、女性の意思を踏まえ、検挙その他適切な措置を執ること。 (2) 女性に対するつきまとい事案及びDV事	人対課 少年課

		案のうち、刑罰法令に抵触しない事案又は直ちに事件として対応することが困難な事案についても、犯罪の防止及び被害に遭った女性を支援する観点から基本計画に即した保護活動を積極的に実施すること。 (3) 被害に遭った女性からの事情聴取は、事件の態様、被害者の身体的及び精神的被害の状況等を勘案して、適任者を選定して担当させ、希望のある場合は女性警察官とすること。	地域課 刑企課 捜一課
2 児童虐待事案に対する取組		1 児童虐待事案に対する対応 (1) 各種警察活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、関係部門間の緊密な連携により、認知情報の集約に努めること。 (2) 刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他適切な措置を執ること。 (3) 児童相談所等へ通告を行うほか、児童相談所等の関係機関・団体と連携を図りながら、被害児童の適切な保護に努めること。 2 被害少年の保護 犯罪の被害に遭った少年の保護については、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)等の各種法令及び基本計画に規定されていることを踏まえ、次の点に留意した取組の一層の充実を図ること。 (1) 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、刑法(明治40年法律第45号)等を適用し、厳正に対処すること。 (2) 被害に遭った少年からの事情聴取は、事件の態様、少年の身体的及び精神的被害の状況等を勘案して、適任者を選定して当たらせ、特に性犯罪被害者については女性警察官に担当させること。 (3) 被害に遭った少年に対しては、必要に応じ、少年の心理、生理その他少年の特性を考慮し、少年の取扱いに関する技術を有する職員等によるカウンセリング等の継続的支援を実施すること。	